

岩手県選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成26年10月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護老人保健施設はーとぽーと雫石2号館	岩手郡雫石町板橋3番地7	平成26年10月15日